



平成24年6月期の支給日は、6月8日(金)です。平成24年2・3月分(子ども手当)と平成24年4・5月分(児童手当)の4か月分が、まとめて支給となります。

10月期は6・7・8・9月分が、2月期は10・11・12・1月分が支給となります。

●受付場所

- ◎児童福祉課(石橋庁舎1階)
- ◎市民課国分寺窓口(国分寺庁舎1階)
- ◎市民課南河内窓口(南河内図書館2階)

●手当の支給時期について

支給月は6月・10月・2月で、それぞれ前月分までがまとめて支給されます。

各支給月の10日を支給日としていますが、その日が金融機関の休業日の場合は、直前の金融機関営業日となります。

必要な手続きを
忘れずに!!

手当が受給できなかつたり、返金が必要になる場合があります

●次の項目に該当する場合は、その都度手続きが必要です

- 1 養育している児童の数に増減があつたとき
 - 2 受給者が公務員になったとき
 - 3 児童と別居するとき(住民票上のみの別居も含みます。)
 - 4 振込口座を変更するとき(請求者本人の名義に限りません。)
 - 5 結婚、離婚、死亡、退職等により、児童の養育者の変更となること
- ※ご注意 右記の手続きをしていないことで、手当を支給できなくなることや、手当を返金いただくこともありまますので、該当する場合は、速やかに手続きをしてください。

●問い合わせ先

児童福祉課 ☎(52)1114
 jidoufukush@city.shimotsuke.lg.jp



●平成24年5月31日現在、児童手当を受給していた方で、引き続き児童手当を受給するには、6月に更新の手続きとなる現況届の提出が必要となります。

対象の方には6月中旬に現況届をお送りします。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

●届出に必要なもの

- ◎印鑑
- ◎現況届
- ◎受給者の健康被保険者証のコピー(ただし、国民年金加入者は不要)
- ◎児童と別居している受給者は、監護・生計同一申立書と児童の世帯全員の住民票(市内別居の場合は住民票は不要)

◎平成24年1月2日以降に転入された方は、平成24年度の児童手当用所得証明書(受給者の配偶者が当該受給者の扶養親族となっていない場合など、生計を維持する程度の高い者の判定上、配偶者の所得状況の確認が必要な場合は、当該配偶者についても児童手当用所得証明書を提出していただくことになります。)

※その他の書類が必要となる場合があります。

●提出方法

同封の返信用封筒をご利用ください。

左記の窓口でも受付けますが、混雑が予想されますので郵送提出にご協力ください。

- ◎児童福祉課(石橋庁舎1階)
 - ◎市民課国分寺窓口(国分寺庁舎1階)
 - ◎市民課南河内窓口(南河内図書館2階)
- 提出期限
6月29日(金)まで

